

特別区人事・厚生事務組合（任期付）職員採用選考案内

1 採用区分・採用予定人数等

(1) 採用区分

任期付職員(一般任期付職員)

(2) 職務内容

訴訟事務

(3) 採用予定人数

1名

(4) 勤務予定先

特別区人事・厚生事務組合 法務部

(場所：千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館18階)

(5) 採用予定職

副参事(課長級)

2 採用予定日

令和8年4月1日

3 任用期間

採用日から2年間(制度上5年まで延長可能)

4 受験資格

次の(1)から(2)までのすべてを満たす者

(1) 次の から までのいずれにも該当する者

法律に関する高度な専門知識を有すること。

司法修習生の修習を終えてから3年以上経過していること(令和8年4月1日現在)

(2) 次の から までのいずれにも該当しない者

日本国籍を有しない者

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

特別区人事・厚生事務組合の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考方法

(1) 第一次選考(書類選考)

応募書類の記載内容により、専門性及び業績等を勘案し選考します。

(2) 第二次選考(口述試験)

第一次選考合格者に対し、採用予定職への適性等について個別面接により行います。

6 第一次選考合格発表

令和7年11月下旬

合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に郵便で通知します。

7 第二次選考

令和7年12月上旬の指定する1日

日時、会場等の詳細については、第一次選考合格者に対して個別に通知します。

8 第二次選考(最終)合格発表

令和7年12月中旬～下旬

合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に郵便で通知します。

9 健康診断

第二次選考(最終)合格者に対してのみ実施します。詳細は、別途連絡します。

10 勤務条件

(1) 給与

給料は、職歴等を勘案して決定されます。

上記のほか、条例の規定により、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

参考：採用時40歳の場合で、年収1,000万円程度

(令和7年4月1日現在。職歴・給与改定により増減することがあります。)

給与については、「特別区人事・厚生事務組合の一般職の任期付職員の採用に関する条例」に基づきます。

(2) 勤務時間

原則として8時30分から17時15分まで(週38時間45分)

(ただし、時差出勤制度があります。)

(3) 休暇

1年度につき20日付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

勤務時間及び休暇については、「特別区人事・厚生事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に基づきます。

「特別区人事・厚生事務組合の一般職の任期付職員の採用に関する条例」及び「特別区人事・厚生事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」については、特別区人事・厚生事務組合ホームページを参照してください。(<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>)

11 申込手続

下記(1)の応募書類を「12 提出・問合せ先」あて、郵送によりご提出ください。封筒には「任期付職員採用申込書在中」と朱書きの上、簡易書留扱いにしてください(普通郵便で送付した場合の事故については責任を負いかねます)。

(1) 応募書類

特別区人事・厚生事務組合（任期付）職員採用選考申込書(所定の様式)

職歴調書(所定の様式)

司法修習終了証の写し

応募書類は、厳重に管理するとともに、記載された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、特別区人事・厚生事務組合（任期付）職員の採用に係る事務の範囲内で利用します。なお、応募書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。

(2) 申込受付期間

令和7年9月24日（水）から同年11月12日（水）まで【郵送必着】

(3) 受験資格等の確認

受験資格の有無、提出書類記載事項等について確認を行います。

(4) その他

選考申込後に連絡先に変更が生じた場合は、結果通知の送付等の事務連絡に支障が生じないよう、速やかに下記「12 提出・問合せ先」までご連絡ください。

12 提出・問合せ先

〒102-0072

千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館18階

特別区人事・厚生事務組合 総務部総務課人事係

03-5210-9937（直通）